

		用途地域の指定の無い区域																	
		第一種 低層住 居専用 地 域	第二種 低層住 居専用 地 域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住 地	第二種 居 域	準住居 地	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工业 地域	工业專 用地域						
容積率	基本 (%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											指導課ホームページをご確認ください。 (ページ番号 1013416)						
	高層住居 誘導地区	-		※対象地区無し			-	※対象 地区 無し	-	-	-	-							
	前面道路 幅員<12m	基本の容積率又は 道路幅員(m)×0.4の いすれか小さい方	基本の容積率又は道路幅員(m)×0.4の いすれか小さい方 (※0.6の指定区域無し)	基本の容積率又は道路幅員(m)×0.6の いすれか小さい方 (※0.4又は0.8の指定区域無し)															
建ぺい率	基本 (%)	沖縄県地図情報システム(用途地域)又は市町村の都市計画図でご確認ください。											指導課ホームページをご確認ください。 (ページ番号 1013416)						
	角地 (+10%)	沖縄県建築基準法施行細則第22条に適合しているかを確認してください。 ※「角地」とは便宜的な呼び名であり、実際の「角」であるかどうかは角地の判断に直接関係ありません。																	
敷地面積の最低限度		※指定無し											-						
絶対高さ制限		10 (参考)※一部、景観 地区内は7m	-																
外壁の後退距離		※石垣市、竹富町は 条例で制限あり。	-																
斜線 制限	道路 斜 線	距離 (m)	容積率により変動										20						
	勾配	1.25	1.25(※1.5の指定区域無し)			1.5			1.5										
	隣地 斜 線	立上がり (m)	-			20(※31の指定区域無し)			31			31							
	勾配	-		1.25(※2.5の指定区域無し)			2.5			2.5									
	北側 斜 線	立上がり (m)	5	※日影規制適用 のため除外		-													
	勾配	1.25	-																
日影 規制 時間	対象建築物		軒高>7m又は 地上階数≥3	高さ>10m		高さ>10m		(条例 ※規 制無 し 29 条)	(条例 ※規 制無 し 29 条)	(条例 ※規 制無 し 29 条)	-								
	平均地盤面からの 高さ(m)		1.5m	4m		4m					-								
	規制 時間	法別表第4(に) 欄の号	(3)		(3)		(2)					-							
		5m<, ≤10m		5		5						-							
	>10m		3		3		3					-							
			第一種 低層住 居専用 地 域	第二種 低層住 居専用 地 域	第一種 中高層 住居専 用地域	第二種 中高層 住居専 用地域	第一種 住 地	第二種 居 域	準住居 地	近隣商 業地域	商業 地域	準工業 地域	工业 地域	工业專 用地域	用途地域の 指定の無い区域				

※都市計画法、地区計画条例等によりさらに制限が付与される場合があります。詳しくは担当課までお問い合わせください。